

「岩手県警察講演会等の講演料に関する事務取扱要領」の制定について

(平成15年12月25日岩警務第55号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

県民等から講演会等の講師等を依頼された場合において、一定の場合に講演料を県の歳入とすることとし、別添のとおり「岩手県警察講演会等の講演料に関する事務取扱要領」を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、服務上の取扱いは、警察職員が講演会等の講師等を務める場合の服務と謝金の取扱いについて(平成13年9月18日付け岩警第1024号)によるので、申し添える。

別添

岩手県警察講演会等の講演料に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、別に定めがあるもののほか、講演会、討論会、講習会、研修会、講義又は要綱設置の委員会その他これらに準じるもの(以下「講演会等」という。)の主催者等から講師、パネリスト、委員その他これらに準じるもの(以下「講師等」という。)の派遣依頼があり、岩手県警察が組織として講師等の派遣を受諾し、職員が職務として講師等を務め、受益者負担の適正を図るためその対価(以下「講演料」という。)を受け取り、県の歳入とする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 対象範囲

本取扱要領に基づき、県の歳入とする講演料は、岩手県警察の特別職に属する職以外の職員が講演等を行った場合とする。

第3 講演料の徴収に関するガイドライン

県の歳入とする講演料は、原則として、次のいずれにも該当するものを対象とする。

1 岩手県以外の者(市町村、警察関係公益法人を除く。)から、岩手県警察の施策等に関して講師等の派遣依頼のあったものであって、組織として当該依頼に応じることとしたものであること。

具体的には、次のいずれにも該当していること。

(1) 当該講演等の内容が、当該職員の現在又は過去の職務に係る事項に係る講演等であること。

なお、過去の職務に係る事項に係るものについては、関係する所属長の承認を得ること。

(2) 職務命令により職員を出張させ又は有給の職務専念義務免除を認めて職員を派遣するものであること。

(3) 当該講演等を行う者が、職員でなければならない相当の理由があること。

(4) 当該講演等の内容が、職員の個人的識見等に基づくもの以外のものであること。

2 当該講演等に係る受益者が特定の者に限定されていること。

具体的には、次のいずれかに該当していること。ただし、有料の講演会等や特定会員向けの講演会等であっても、市町村や公益団体等を対象としているもの等、最終的に、広く県民へのサービス提供と捉えられるものや岩手県警察の業務推進の必要性の観点から講師等の派遣に応じたもの等、岩手県警察の本来業務の遂行と位置づけられるものは除くこと。

(1) 当該講演会等への入場料等が有料である場合

(2) 当該講演会等への入場料等が有料であるか無料であるかを問わず、特定の者を対象に開催されるもので、受益者が特定の者に限定されると判断される場合

第4 講演料の基準等

1 講演料

講演料については、講演等の内容や講演会等の趣旨、性格によりその対価は異なってくると考えられ、あらかじめ講演料の単価を設定することは困難であることから、依頼の都度、講師等派遣の適否を判断するとともに、相手方との交渉で講演料を決めるものとする。

2 旅費の負担

- (1) 講演料が発生する場合の旅費については、原則として、相手方負担とすること。
- (2) 県の歳入とするのは講演料のみとし、相手方負担の旅費については、従前どおり当該講師等を務める職員に相手方から直接支払いの取扱いとすること。

第5 具体的事務処理方法

講師等派遣依頼受諾から収入までの手続きは、講師等派遣依頼の受諾時の判断と密接に関わるものであり、次の手順により一連の事務処理として進めるものとする。

1 講師等派遣依頼の受付から受諾までの事務処理

(1) 講師等派遣依頼の提出

講師等派遣依頼は必ず文書で提出させ、決裁のための必要な情報として、次の内容を記載させること。

ア 講演会等の名称

イ 主催者名

ウ 当該講演会等の入場料等の有無（有の場合その金額）

エ 入場者、聴講者等が限定されているかどうか

オ 講演等の内容（講演内容、講演時間）

カ 講演等の形式（講演、パネリスト、講義等）

キ 講演料の有無（ある場合その金額）

ク 旅費の負担

(2) 受諾の判断

講師等派遣依頼があった場合、所属長が、岩手県警察の業務として講師等の派遣を受諾するか否か、その適否を判断すること。

(3) 講演料に係る判断

ア 岩手県警察として講師等の派遣をすることとした場合、講演料を受け取るべき案件かについて第3のガイドラインに基づいて、所属長が判断すること。

イ 旅費の負担についても併せて判断すること。

ウ 依頼文書に講演料の記載のない案件について、県として講演料を受け取ることとした場合、相手方から、講演料の金額を記載した文書を提出させること。

エ 相手方から無償で講師等の派遣を依頼された場合であっても、第3のガイドラインにそって講演料の受け取りの要否を検討し、受益者負担の適正化の観点から有償とすべきと判断されたものについて、相手方が有償に応じない場合、講師等の派遣を断ることが妥当と考えられること。

2 収入手続き

(1) 調定の時期

ア 調定は、講演等終了後、復命書作成時に、同時に調定手続きを行うこと。

イ 講演料を受け取ることとした場合は、必ず、文書により復命をすること。

(2) 収入方法

講演料の県への納入は、納入通知票によることとし、直接現金で受け取ることは認めないこと。

また、講演等に対する謝礼として、金券（商品券、ビール券等）や現物による謝礼を受け取ることは認めないこと。

(3) 予算計上科目

ア 予算科目は、「款 諸収入 項 雑入 目 雑入 節 警察」に計上すること。

イ 事業名は、「原稿執筆料等」とすること。

(4) 予算計上時期及び予算計上額等

- ア 講演料については、あらかじめ歳入予算を見積もることは困難であるため、当初予算には計上しないこと。
- イ 予算計上時期は毎年度2月補正とし、実績見込額を計上すること。
- ウ 講演料に係る歳入は、一般財源扱いとすること。

(5) 実績報告

- ア 所属長は、講演料を受け取った案件について、講演料収入報告書（別記様式）により、会計課長を経由し、報告すること。
- イ 講演料を受け取った案件については、会計課長は、県のネットワークコンピュータの公開フォルダに掲載する手続を行うこと。

第6 施行期日等

- 1 この要領は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際に、現に講師等派遣を受諾しているものについては、第3のガイドラインによって講演料の受け取りの要否を検討し、講演料について相手方と協議が整ったものについては、県の歳入とすること。

